令和4年度産業経済研究委託事業 (日本企業の税務対応状況等に係る 調査研究及び第四次産業革命の進展 等の経済社会構造の変化と税制に関 する調査事業)

報告書

令和5年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

<目 次>

第	I	章 本調査の目的および全体方針	1
	1.	調査の目的	
	2.	調査の内容と本報告書の構成	1
第	II	章 企業の税負担の実態・諸外国における取組事例の調査・分析	2
	1.	分析に用いたデータの概要	2
	2.	企業の税負担の実態	6
	3.	諸外国における法人関連の税制の動向	19
第	III	章 マクロ経済政策についての調査・分析	38
	1.	調査の概要	33
	2.	長期停滞論	33
	3.	経済情勢に関わる個別論点・学説	42

第1章 本調査の目的および全体方針

1. 調査の目的

昨今、我が国は、法人税改革や累次の租税特別措置等により成長志向の税制改正に取り組んできた。これに対し、足下では、経済のデジタル化の進展やコロナ禍を踏まえた経済社会構造の変化に対応する等の観点から、我が国含め世界中で、税制も含め、経済産業政策の在り方が大きく変化しうる時代を迎えている。我が国の産業競争力を高めるとともに日本経済の好循環を実現していくためには、こうした変化を見据えて、次なる成長志向の税制について検討していく必要があるが、その際には、これまでの税制改正による影響や税制に関する実態等について適切に把握することが重要になる。

上記を踏まえ、足下の企業の税負担の実態等を把握するとともに、各種税制が企業行動に 与えている影響を把握すべく、定量的なデータを収集・分析する。

また、税制含め経済産業政策の在り方を検討していく上では、マクロ経済政策の役割についての適切な理解が重要となる。このため、こうした論点に対する国内外の有識者の見解についても整理を行う。

2. 調査の内容と本報告書の構成

本調査の内容と報告書の構成は以下の通りである。

(1) 企業の税負担の実態・諸外国における取組事例の調査・分析

第Ⅱ章では、今年度実施したアンケート結果を用いて、企業の税負担の実態に着目し、分析した。また、諸外国における企業の税負担に関わる取組について調査した。

(2) マクロ経済政策についての調査・分析

第Ⅲ章では、マクロ経済政策、特に 2010 年代以降の世界経済の特徴を表す長期停滞論を切り口として、長期停滞論の内容や現在の世界経済への適合、我が国における状況を調査した。加えて、近年のマクロ経済環境の変化から生じる経済学上の論点に関わる学説・実務の動向を分析した。

第Ⅱ章 企業の税負担の実態・諸外国における取組事例の調査・分析

本年度実施したアンケート結果を用いて、企業の税負担の実態を分析した。また、諸外国における企業の税負担等に係る取り組みを調査した。

1. 分析に用いたデータの概要

本調査の実施にあたって、税に関する意識等に係るアンケート調査を実施した。当該アンケート調査は、資本金1億円超の企業17,756社を対象に実施し、4,094社より回答を得た。

(1) 企業規模の定義

以下の企業を中堅企業・大企業とそれぞれ定義した。

○ 中小企業 : 資本金1億円以下1

○ 中堅企業 : 資本金 1 億円超 10 億円以下

○ 大企業 : 資本金 10 億円超

1 ただし、アンケート調査実施に向けて作成した企業情報の収集時点と、アンケート実施 時点の間に資本金が変動した企業が存在している。したがって、アンケート実施時点にお いて資本金1億円以下の企業も含まれている。分析においては、資本金1億円以下の企業 は除外している。

(2) 産業分類の定義

アンケート調査の回答企業の産業分類を図表 1に示す。

回答企業全体をみると、「卸売業 (9.3%)」の割合が最も高い。次いで、「不動産業(7.3%)」 「サービス業 (7.3%)」、の順で多い。

企業規模別にみると、中小企業では、「サービス業 (14.8%)」、「情報通信業 (10.6%)」の 割合が高く、中堅企業では「卸売業 (10.8%)」、「サービス業 (8.2%)」、の割合が高い。大企 業では、「卸売業 (7.3%)」、「不動産業 (7.0%)」の順に割合が高い。

なお、「集計用産業分類」は、産業分類別集計を行う際に用いる集約した産業分類である。

図表 1 業種別割合および集計用産業分類

		(n=4,094)	(n=142)	(n=2,475)	(n=1,470)	(n=7)
集計用産業分類	産業分類	合計	中小企業 ※ 分析にお いて対象外	中堅企業	大企業	資本金 回答なし
対象外	水産・農林業	0.4%		0.5%	0.3%	0.09
	鉱業	0.7%	2.8%	0.2%	1.4%	0.09
建設業	建設業	6.7%	3.5%	7.1%	6.5%	0.09
その他製造業	食料品	2.8%	2.8%	2.3%	3.7%	14.39
	繊維製品	0.9%	1.4%	0.6%	1.2%	0.09
素材型製造業	パルプ・紙	0.6%	0.0%	0.5%	1.0%	0.09
	化学	4.3%	1.4%	3.9%	5.4%	0.0
	医薬品	1.0%	0.7%	0.6%	1.7%	0.0
	石油·石炭製品	0.4%	0.0%	0.2%	0.7%	0.0
	ゴム製品	0.5%	0.7%	0.5%	0.5%	0.0
	ガラス・土石製品	1.0%	0.0%	0.9%	1.4%	0.0
	鉄鋼	1.2%	2.1%	1.0%	1.4%	0.0
	非鉄金属	1.8%	0.7%	1.7%	2.0%	0.0
その他製造業	金属製品	1.8%	0.7%	2.0%	1.6%	0.0
加工組立型製造業	機械	2.2%	0.0%	1.6%	3.5%	0.0
	電気機器	4.2%	1.4%	4.0%	5.0%	0.0
	輸送用機器	3.2%	3.5%	2.5%	4.2%	0.0
	精密機器	1.3%	2.8%	1.2%	1.2%	14.39
その他製造業	その他製品	2.3%	5.6%	2.3%	1.8%	0.0
インフラサービス	電気・ガス業	3.4%	2.1%	3.1%	4.1%	0.0
	陸運業	2.2%	2.8%	1.5%	3.3%	0.0
	海運業	0.9%	0.7%	0.9%	0.7%	0.0
	空運業	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0
	倉庫・運輸関連業	2.9%	1.4%	3.1%	2.8%	0.0
	情報·通信業	7.2%	10.6%	8.2%	5.2%	0.0
卸小売業	卸売業	9.3%	4.9%	10.8%	7.3%	0.00
	小売業	3.7%	2.1%	4.0%	3.5%	0.0
金融・不動産業	銀行業	1.1%	0.0%	0.0%	2.9%	0.00
	証券、商品先物取引	1.3%	0.0%	1.1%	1.9%	0.0
	保険業	1.1%	2.1%	0.9%	1.4%	0.0
	その他金融業	4.2%	0.7%	4.6%	3.8%	28.6°
	不動産業	7.3%	8.5%	7.4%	7.0%	0.0
その他サービス業	サービス業	7.3%	14.8%	8.2%	5.2%	0.0
対象外	その他	10.4%	19.0%	12.4%	6.3%	14.3°
対象外	業種回答なし	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	28.6

(3) 納税方式・会計方式

アンケート調査の回答企業の納税方式・会計方式を図表 2 に示す。

納税方式については、76.8%が単独納税、5.7%が連結納税(親法人)、17.5%が連結納税(子法人)となっている。企業規模が大きな方が連結納税(親法人)の比率が高くなっている。

会計方式については、52.8%が単独会計、20.5%が連結会計(親法人)、26.8%が連結会計(子法人)となっている。こちらも企業規模が大きな方が連結会計(親法人)の比率が高くなっている²。

図表 2 アンケート調査回答企業の納税方式・会計方式

				合計	中小企業 ※ 分析にお いて対象外	中堅企業	大企業	資本金 回答なし
納税方式	単独納税			3,144	128	1,953	1,057	6
	連結納稅	(親法人)		233	2	35	196	0
	連結納稅	(子法人)		716	12	486	217	1
	合計			4,093	142	2,474	1,470	7
会計方式	単独会計			2,159	103	1,563	488	5
	連結会計	(親法人)		838	13	156	668	1
			うち連結会計の範囲と連結納税の範囲は同一	(33)	(0)	(14)	(19)	(0)
			うち連結会計の範囲と連結納 税の範囲は異なる	(202)	(2)	(11)	(189)	(0)
			うち連結会計を行っているが連結納税はしていない	(598)	(11)	(131)	(455)	(1)
	連結会計	(子法人)		1,095	26	755	313	1
	合計			4,092	142	2,474	1,469	7

				合計	中小企業 ※ 分析にお いて対象外	中堅企業	大企業	資本金 回答なし
納税方式	単独納税			76.8%	90.1%	78.9%	71.9%	85.7%
	連結納税	(親法人)		5.7%	1.4%	1.4%	13.3%	0.0%
	連結納税	(子法人)		17.5%	8.5%	19.6%	14.8%	14.3%
	合計			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
会計方式	単独会計			52.8%	72.5%	63.2%	33.2%	71.4%
	連結会計	(親法人)		20.5%	9.2%	6.3%	45.5%	14.3%
			うち連結会計の範囲と連結納 税の範囲は同一	(0.8%)	(0.0%)	(0.6%)	(1.3%)	(0.0%)
			うち連結会計の範囲と連結納 税の範囲は異なる	(4.9%)	(1.4%)	(0.4%)	(12.9%)	(0.0%)
			うち連結会計を行っているが連 結納税はしていない	(14.6%)	(7.7%)	(5.3%)	(31.0%)	(14.3%)
	連結会計	(子法人)		26.8%	18.3%	30.5%	21.3%	14.3%
	合計			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

²連結納税の適用対象は連結会計の適用対象よりも厳しい要件が課されていることから、連結納税を行う企業は連結会計を行う企業よりも少なく、連結納税を行う企業であっても、連結会計の範囲と連結納税の範囲は異なることが多くなっている。

アンケート調査において、企業の税務に係る認識等の分析に向けた基礎情報を収集しているが、納税方式・会計方式により、回答対象となる企業集団の範囲が図表 3 に示す通り異なっている。

図表 3 納税方式・会計方式と回答対象範囲

		納税方式						
	単独納税	連結納税(親法人)	連結納税(子法人)					
従業員数	単独会計	連結会計	単独会計					
財務情報	単独会計	連結会計	単独会計					
税務情報(租税特別措置除く)	単独納税	連結納税	単独納税					
租税特別措置情報	単独納税	連結納税	回答対象外					
海外進出の動向	単独	単独	単独					

2. 企業の税負担の実態

(1) 企業の税負担率

① 企業の税負担の算定

本調査事業において、企業の税負担を表す指標として、以下を設定する。

企業の税負担= (法人税額+法人住民税額+法人事業税額)÷税引前当期純利益

企業の法人税額、法人住民税額、法人事業税額を税引前当期純利益で除した計数である。 法人税のほか、法人住民税(地方法人税含む)³、法人事業税(付加価値割、資本割、収入割)を 合わせた企業の税負担の大きさを示すものである。

法人税額は、課税所得に法定税率を乗じ算定するものであり、法人住民税(法人税割)額は 法人税額に税率(地域によって超過税率・軽減税率の設定あり)を乗じて算定されるものであ る。ただし、法人事業税額については、外形標準課税となる部分を含んでおり、課税所得が ゼロまたはマイナスの場合でも課税されることがある。

所得控除・税額控除の形態を問わず、税制優遇については当該指標に基づく企業の税負担に影響する。ただし、税効果会計は適用しておらず、企業会計と税務会計の一時差異については調整していないため、企業会計と税務会計の一時差異が大きな期については、過大あるいは過小な税負担率となる可能性がある。

指標については、令和3年度の計数を用いる。また、それぞれの指標算定に当たって必要となる項目が未回答の企業又は分母である税引前当期純利益がゼロ又はマイナスであり算定できない企業については対象外としている。さらに、本調査においては資本金1億円超の企業における税負担等を分析する観点から、資本金1億円以下の企業は対象外としている。

② 分析対象企業

企業の税負担の実態の分析対象企業について、資本金区分・売上区分・従業員区分・所得区分・産業それぞれについて集計したものが図表 4 から図表 7 である。本分析においては、資本金 1 億円以下の企業、令和 3 年度税引前当期純利益がゼロまたはマイナスの企業については除外している。また、連結の計数・単独の計数のいずれを用いているのかに関しては、図表 3 を参照のこと。なお、集計表により企業数が異なる理由は、該当項目に回答していない企業を集計表から除外しているためである。

³ 本分析においては、法人住民税は法人税割のみを対象とし、標準税率が課されるものと して算定した。

図表 4 分析対象企業(資本金区分·売上区分)

資本金区分(回答時点)

		<u> 貝中亚四刀</u>			
		10億円以 100億円 下 以下		100億円超	合計
				100億円超	(1億円超)
売上区分	10億円以下	342	42	10	394
(令和3年度)	10~20億円	185	39	4	228
	20~50億円	350	78	10	438
	50~100億円	399	81	9	489
	100~200億円	319	109	25	453
	200~500億円	268	216	33	517
	500~1000億円	84	129	41	254
	1000~5000億円	44	98	136	278
	5000~1兆円	2	11	41	54
	1兆円超	2	4	66	72
	合計	1,995	807	375	3,177

図表 5 分析対象企業(資本金区分・従業員区分)

資本金区分(回答時点)

	10億円以	100億円	100億円超	合計			
	下	以下	100億円炟	(1億円超)			
従業員区分 50人以下	586	124	22	732			
(令和3年度)50~100人	251	65	15	331			
100~200人	377	78	16	471			
200~500人	454	159	22	635			
500~1000人	185	173	36	394			
1000~5000人	123	173	125	421			
5000人超	13	33	136	182			
合計	1,989	805	372	3,166			

図表 6 分析対象企業(資本金区分・所得区分)

資本金区分(回答時点)

		10億円以	100億円	100億円超	合計
		下	以下	100億円超	(1億円超)
所得区分	欠損法人	60	41	26	127
(令和3年度)	1億円以下	539	78	14	631
	1~10億円	936	248	29	1,213
	10~20億円	258	146	25	429
	20~50億円	155	194	42	391
	50~100億円	25	64	48	137
	100億円超	23	38	191	252
	合計	1,996	809	375	3,180

図表 7 分析対象企業(資本金区分・産業区分)

資本金区分(回答時点)

		1億円超10	10~50億	50億円以	1億円超計				
		億円未満	円未満	上	一個口但可				
産業	建設業	157	64	20	241				
(回答時点)	素材型製造業	194	97	67	358				
	加工組立型製造業	178	97	61	336				
	その他製造業	150	78	27	255				
	インフラサービス	334	138	50	522				
	卸小売業	299	89	41	429				
	金融•不動産業	275	130	83	488				
	その他サービス業	394	105	21	520				
	合計(非該当除く)	1,981	798	370	3,149				

③ 分析結果

税負担率の実態を図表 8 から図表 10 に示す。多くの企業が、法人実効税率の前後である 20%台後半から 30%台の税負担率となっているが、100%超となっている企業も散見される。 法人実効税率よりも税負担率が相当高くなっている理由は、外形標準課税(法人事業税の付加価値割・資本金割)の影響により、企業の利益水準に関わらず税負担が発生することが主な要因である。

資本金・売上・従業員数等の区分ごとの税負担率の記述統計を見ると、税負担率の中央値は、企業規模が大きな企業の方が小さくなっていることが分かる。また、税引前当期純利益が極端に小さいなどの理由によって、外れ値となっている企業は見られるが、概ね平均値についても、企業規模が大きな企業の方が税負担率は小さくなっている。

業種ごとにみると、素材型製造業、加工組立型製造業、その他製造業が中央値の低い3業種となっている。

図表 8 企業の税負担率 (全企業・製造業・非製造業)

	•業種①						
	企業数			比率(各業種の税負担率区分)			
	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業	合計	
マイナス	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%	
0~2.5%	18	53	71	1.90%	2.41%	2.25%	
2.5~5%	17	29	46	1.79%	1.32%	1.46%	
5 ~ 7.5%	19	21	40	2.00%	0.95%	1.27%	
7.5~10%	27	27	54	2.85%	1.23%	1.71%	
10~12.5%	25	35	60	2.63%	1.59%	1.91%	
12.5~15%	25	36	61	2.63%	1.64%	1.94%	
15~17.5%	48	48	96	5.06%	2.18%	3.05%	
17.5~20%	41	61	102	4.32%	2.77%	3.24%	
20~22.5%	47	58	105	4.95%	2.64%	3.33%	
22.5~25%	50	84	134	5.27%	3.82%	4.26%	
25~27.5%	59	131	190	6.22%	5.95%	6.03%	
27.5~30%	86	165	251	9.06%	7.50%	7.97%	
30~32.5%	99	251	350	10.43%	11.41%	11.11%	
32.5~35%	97	292	389	10.22%	13.27%	12.35%	
35~37.5%	73	204	277	7.69%	9.27%	8.80%	
37.5~40%	42	156	198	4.43%	7.09%	6.29%	
40~42.5%	20	89	109	2.11%	4.05%		
42.5~45%	17	58	75	1.79%	2.64%	2.38%	
45~47.5%	20	61	81	2.11%	2.77%	2.57%	
47.5~50%	6	39	45	0.63%	1.77%	1.43%	
50%~52.5%	17	40	57	1.79%	1.82%	1.81%	
52.5~55%	5	31	36	0.53%	1.41%		
55~57.5%	4	25	29	0.42%	1.14%		
57.5 ~ 60%	7	21	28	0.74%	0.95%		
60~62.5%	6	16	22	0.63%	0.73%		
62.5~65%	6	11	17	0.63%	0.50%		
65~67.5%	4	14	18	0.42%	0.64%	0.57%	
67.5~70%	2	9	11	0.21%	0.41%	0.35%	
70~72.5%	2	10	12	0.21%	0.45%		
72.5~75%	2	5	7	0.21%	0.23%		
75~77.5%	2	4	6	0.21%	0.18%		
77.5 ~ 80%	3	5	8	0.32%	0.23%		
80~82.5%	4	2	6	0.42%	0.09%		
82.5~85%	2	3	5	0.21%	0.14%	0.16%	
85 ~ 87.5%	0	2	2	0.00%	0.09%		
87.5 ~ 90%	3	1	4	0.32%	0.05%		
90~92.5%	1	2	3	0.11%	0.09%	0.10%	
92.5~95%	1	4	5	0.11%	0.18%		
95 ~ 97.5%	0	3	3	0.00%	0.14%		
97.5~100%	0	2	2	0.00%	0.09%		
100%~	42	92	134	4.43%	4.18%		
合計	949	2,200			100.00%		

図表 9 企業の税負担率 (業種8分類)

								~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	₹1 <u>□</u>	\ \A\ _\	J /J /A	<u>'</u>						
	•業種②																	
	企業数									比率(各業	種の税負担	[率区分]						
	建設業	素材型製 造業	加工組立 型製造業	その他製 造業	インフラ サービス	卸小売業	金融·不動 産業	その他 サービス 業	合計(非該 当除く)	建設業	素材型製 造業	加工組立 型製造業		インフラ サービス	卸小売業			合計(非該 当除く)
マイナス	(0	0	0	0	0	0	C	0	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
0~2.5%	1	3	12	. 3	12	10	10	20	71	0.41%	0.84%	3.57%	1.18%	2.30%	2.33%	2.05%	3.85%	2.25%
2.5~5%	1	5	11	1	9	7	5	7	46	0.41%	1.40%	3.27%	0.39%	1.72%	1.63%	1.02%	1.35%	1.46%
5~7.5%	2	2 8	9	2	6	3	5	5	40	0.83%	2.23%	2.68%	0.78%	1.15%	0.70%	1.02%	0.96%	1.27%
7.5~10%	1	13	10	4	5	3	11	7	54	0.41%	3.63%	2.98%	1.57%	0.96%	0.70%	2.25%	1.35%	1.71%
10~12.5%	1	9	6	10	6	11	8	9	60	0.41%	2.51%	1.79%	3.92%	1.15%	2.56%	1.64%	1.73%	1.91%
12.5~15%	4	1 9	14	2	5	8	11	8	61	1.66%	2.51%	4.17%	0.78%	0.96%	1.86%	2.25%	1.54%	1.94%
15~17.5%		1 22	16	10	7	8	14	15	96	1.66%	6.15%	4.76%	3.92%	1.34%	1.86%	2.87%	2.88%	3.05%
17.5~20%	8	3 10	20	11	7	20	12	. 14	102	3.32%	2.79%	5.95%	4.31%	1.34%	4.66%	2.46%	2.69%	3.24%
20~22.5%	10	22	19	6	14	. 9	13	12	105	4.15%	6.15%	5.65%	2.35%	2.68%	2.10%	2.66%	2.31%	3.33%
22.5~25%	13	3 22	19	9	20	18	19	14	134	5.39%	6.15%	5.65%	3.53%	3.83%	4.20%	3.89%	2.69%	4.26%
25~27.5%	19	20	23	16	20	33	31	28	190	7.88%	5.59%	6.85%	6.27%	3.83%	7.69%	6.35%	5.38%	6.03%
27.5~30%	23	3 25	35	26	36	29	37	40	251	9.54%	6.98%	10.42%	10.20%	6.90%	6.76%	7.58%	7.69%	7.97%
30~32.5%	30	35	30	34	53	57	55	56	350	12.45%	9.78%	8.93%	13.33%	10.15%	13.29%	11.27%	10.77%	11.11%
32.5~35%	34	1 40	20	37	72	64	64	. 58	389	14.11%	11.17%	5.95%	14.51%	13.79%	14.92%	13.11%	11.15%	12.35%
35~37.5%	25	5 29	19	25	49	41	44	45	277	10.37%	8.10%	5.65%	9.80%	9.39%	9.56%	9.02%	8.65%	8.80%
37.5~40%	14	1 12	20	10	48	30	25	39	198	5.81%	3.35%	5.95%	3.92%	9.20%	6.99%	5.12%	7.50%	6.29%
40~42.5%	1 7	7 10	4	6	28	12	19	23	109	2.90%	2.79%	1.19%	2.35%	5.36%	2.80%	3.89%	4.42%	3.46%
42.5~45%	(5 5	6	6			17			2.49%	1.40%	1.79%	2.35%	3.07%	1.63%	3.48%	2.31%	2.38%
45~47.5%	1 7	7 5	8	7	13	11	13	17	81	2.90%	1.40%	2.38%	2.75%	2.49%	2.56%	2.66%	3.27%	2.57%
47.5~50%	4	1 5	0	1	13	5	6	11	45	1.66%	1.40%	0.00%	0.39%	2.49%	1.17%	1.23%	2.12%	1.43%
50%~52.5%	3	3 6	5	6	8	10) 4	15	57	1.24%	1.68%	1.49%	2.35%	1.53%	2.33%	0.82%	2.88%	1.81%
52.5~55%	3	3 0	1	4	7	6	6 4	11	36	1.24%	0.00%	0.30%	1.57%	1.34%	1.40%	0.82%	2.12%	1.14%
55~57.5%	3	3 1	3	0	8	3	7	4		1.24%	0.28%	0.89%	0.00%	1.53%	0.70%	1.43%	0.77%	0.92%
57.5~60%	1	1 2	4	1	6	2	7	5	28	0.41%	0.56%	1.19%	0.39%	1.15%	0.47%	1.43%	0.96%	0.89%
60~62.5%	1	1 2	. 1	3	6	1	5	3	22	0.41%	0.56%	0.30%	1.18%	1.15%	0.23%	1.02%	0.58%	0.70%
62.5~65%	() 3	1	2	2	3	3 4	. 2	17	0.00%	0.84%	0.30%	0.78%	0.38%	0.70%	0.82%	0.38%	0.54%
65~67.5%	2	2 0	2	. 2	4	1	3	4	18	0.83%	0.00%	0.60%	0.78%	0.77%	0.23%	0.61%	0.77%	0.57%
67.5~70%) 1	0		3	3	3 2	1	11	0.00%	0.28%	0.00%	0.39%	0.57%	0.70%	0.41%	0.19%	0.35%
70~72.5%		1	1	0	1	3	2	3	12	0.41%	0.28%	0.30%	0.00%	0.19%	0.70%	0.41%	0.58%	0.38%
72.5~75%	() 1	0			1		2		0.00%	0.28%	0.00%	0.39%	0.19%	0.23%	0.20%	0.38%	0.22%
75~77.5%		2 0	1	1	1	1	0	C	6	0.83%	0.00%	0.30%	0.39%	0.19%	0.23%	0.00%	0.00%	0.19%
77.5~80%		3	0	0	2	0	2	c	8	0.41%	0.84%	0.00%	0.00%	0.38%	0.00%	0.41%	0.00%	0.25%
80~82.5%) 2	1		0	0	2	C	6	0.00%	0.56%	0.60%	0.00%	0.00%	0.00%	0.41%	0.00%	0.19%
82.5~85%		2	. 0	0	0	1	C	1	5		0.56%	0.00%	0.00%	0.00%	0.23%	0.00%	0.19%	0.16%
85~87.5%) 0				0	1	1	2	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.20%	0.19%	0.06%
87.5~90%	() 2		0	1	0	0	C	4	0.00%	0.56%	0.30%	0.00%	0.19%	0.00%	0.00%	0.00%	0.13%
90~92.5%) 1	0	0	1	0	1	0	3	0.00%	0.28%	0.00%	0.00%	0.19%	0.00%	0.20%	0.00%	0.10%
92.5~95%	ì	1	0		2	1	O	Č	5		0.28%	0.00%	0.00%	0.38%	0.23%	0.00%	0.00%	0.16%
95~97.5%		i	1			-	_		_	0.41%	0.00%	0.00%	0.00%	0.38%	0.00%	0.00%	0.00%	0.10%
97.5~100%) 0		_		0	_			0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.19%	0.00%	0.00%	0.19%	0.06%
100%~		_				7	24	27	134	2.90%	5.87%	3.87%	3.14%	5.17%	1.63%	4.92%	5.19%	4.26%
合計	241										100.00%		100.00%	100.00%		100.00%	100.00%	100.00%
LE RI			000	200	UZZ	723	700	020	0,170	100.00/0	100.00/0	100.00/0	100.00/0	100.00/0	100.00/0	100.00/0	100.00/0	100.00/0

図表 10 資本金・売上・従業員・所得・産業ごとの税負担率の記述統計

	企業数	平均	標準偏差	最小值	p1	р5	p25	p50	p75	p95	p99	最大値
資本金区分 10億円以下	1,996	59.48%	6.09	0.00%	1.96%	12.46%	27.82%	33.65%	39.81%	84.01%	350.00%	26850.00%
(回答時点) 100億円以下	809	48.75%	1.52	0.00%	0.49%	6.38%	23.88%	31.54%	39.13%	92.77%	378.65%	3217.12%
_100億円超	375	32.35%	0.72	0.00%	0.14%	1.86%	12.17%	24.65%	33.79%	73.37%	197.01%	1123.08%
_全体	3,180	53.55%	4.89	0.00%	0.94%	7.64%	25.23%	32.67%	39.21%	83.34%	350.00%	26850.00%
<u> </u>	企業数	平均	標準偏差	最小値	p1	р5	p25	p50	p75	p95	p99	最大値
売上区分 10億円以下	394	121.12%	13.53	0.00%	0.00%	5.71%	26.81%	35.75%	50.00%	158.65%	431.00%	26850.00%
(令和3年度)10~20億円	228	50.00%	0.85	0.45%	1.62%	10.20%	28.60%	35.56%	45.90%	115.52%	317.30%	1123.08%
20~50億円	438	47.76%	1.00	0.00%	0.46%	6.01%	27.85%	33.35%	39.81%	90.31%	465.42%	1500.00%
50~100億円	489	54.04%	1.79	0.00%	2.67%	11.10%	27.22%	33.09%	38.80%	83.69%	500.00%	2481.66%
100~200億円	453	42.60%	0.63	0.00%	1.80%	14.52%	28.13%	33.04%	39.77%	68.03%	350.00%	881.45%
200~500億円	517	37.75%	0.56	0.22%	3.44%	9.89%	26.02%	31.79%	37.38%	61.45%	216.63%	993.63%
500~1000億円	254	52.56%	2.24	0.58%	1.16%	9.59%	23.02%	30.76%	36.84%	61.97%	645.47%	3217.12%
1000~5000億円	278	29.63%	0.27	0.00%	0.01%	2.88%	19.06%	27.75%	34.58%	51.99%	140.45%	329.90%
5000~1兆円	54	33.06%	0.99	0.06%	0.06%	1.88%	9.52%	17.43%	29.78%	42.11%	737.43%	737.43%
1兆円超	72	21.57%	0.31	0.14%	0.14%	1.41%	8.05%	15.48%	26.25%	50.99%	197.01%	197.01%
<u>全体</u>	3,177	53.58%	4.89	0.00%	1.01%	7.74%	25.24%	32.67%	39.21%	83.46%	350.00%	26850.00%
	企業数	平均	標準偏差	最小値	p1	р5	p25	p50	p75	p95	р99	最大値

	企業数	平均	標準偏差	最小値	p1	р5	p25	p50	p75	p95	p99	最大値
従業員区分 50人以下	732	86.11%	9.94	0.00%	0.22%	5.71%	27.27%	34.58%	45.19%	140.00%	431.00%	26850.00%
(令和3年度)50~100人	331	41.79%	0.62	0.00%	0.94%	5.37%	28.27%	33.68%	39.57%	79.33%	225.00%	828.43%
100~200人	471	48.80%	1.20	0.46%	2.16%	9.38%	27.42%	32.83%	38.95%	74.08%	645.47%	1516.25%
200~500人	635	51.36%	1.65	0.00%	1.80%	12.24%	26.57%	33.01%	38.90%	76.35%	378.65%	2481.66%
500~1000人	394	37.31%	0.45	0.00%	1.77%	10.65%	24.81%	31.50%	37.60%	70.43%	302.88%	581.25%
1000~5000人	421	42.29%	1.59	0.00%	2.88%	9.42%	22.85%	30.60%	37.21%	60.36%	229.09%	3217.12%
5000人超	182	26.89%	0.58	0.01%	0.06%	1.84%	9.55%	19.04%	29.75%	47.80%	197.01%	737.43%
全体	3 166	53.65%	4 90	0.00%	1 01%	7 77%	25 21%	32 67%	39 22%	83.46%	350.00%	26850.00%

	企業数	平均	標準偏差	最小値	p1	р5	p25	p50	p75	p95	p99	最大値
所得区分 欠損法人	127	306.61%	24.03	0.00%	0.00%	0.44%	2.88%	10.00%	32.00%	487.50%	3217.12%	26850.00%
(令和3年度)1億円以下	631	56.99%	1.03	0.00%	0.00%	5.08%	23.61%	36.11%	52.88%	166.67%	400.00%	1614.87%
1~10億円	1213	46.01%	1.18	0.06%	3.35%	13.39%	28.01%	33.84%	39.49%	70.15%	302.88%	2481.66%
10~20億円	429	35.24%	0.31	0.31%	4.60%	14.05%	27.27%	32.15%	36.49%	54.75%	125.19%	465.42%
20~50億円	391	32.21%	0.19	2.56%	3.54%	13.09%	26.22%	31.56%	36.03%	49.12%	75.23%	325.26%
50~100億円	137	29.99%	0.14	0.40%	1.28%	7.54%	24.03%	30.68%	35.11%	47.52%	77.61%	110.80%
100億円超	252	30.74%	0.51	0.62%	1.43%	5.04%	16.24%	26.80%	32.48%	45.95%	197.01%	737.43%
全体	3,180	53.55%	4.89	0.00%	0.94%	7.64%	25.23%	32.67%	39.21%	83.34%	350.00%	26850.00%

		企業数	平均	標準偏差	最小値	р1	р5	p25	p50	p75	p95	p99	最大値
産業	建設業	241	52.14%	1.55	1.77%	5.88%	17.11%	27.00%	32.85%	38.00%	76.35%	624.67%	2146.25%
(回答時点)	素材型製造業	358	44.14%	0.91	0.79%	3.21%	7.86%	21.38%	30.63%	37.14%	134.32%	333.51%	1500.00%
	加工組立型製造業	336	50.72%	2.16	0.00%	1.77%	3.56%	18.55%	28.14%	36.27%	76.15%	737.43%	3217.12%
	その他製造業	255	39.72%	0.53	0.07%	1.71%	10.65%	26.07%	32.17%	36.89%	65.39%	350.00%	581.25%
	インフラサービス	522	49.21%	1.20	0.00%	0.46%	7.12%	29.27%	34.60%	42.08%	102.48%	411.82%	2481.66%
	卸小売業	429	37.84%	0.63	0.00%	1.41%	8.44%	25.66%	32.43%	37.58%	60.00%	227.72%	993.63%
	金融•不動産業	488	97.54%	12.16	0.00%	0.23%	8.33%	26.51%	32.92%	40.03%	91.28%	287.37%	26850.00%
	その他サービス業	520	46.11%	0.94	0.00%	0.49%	4.43%	26.72%	33.50%	41.55%	100.00%	325.26%	1516.25%
	全体	3 149	53 68%	4 92	0.00%	0.94%	7 54%	25 26%	32 69%	39 23%	83 22%	350.00%	26850.00%

(2) 税務に係る定性的な意見

アンケート調査において、税務に係る幅広い意見を聴取するため、以下の設問を設定した (記述式)。この設問回答内容について分析する。

法人税等の税負担に関して、御不満、改善点等を含むお気づきの点、コメントしたい点等ございましたらご自由にご記入ください。

法人税等の税負担に関する意見について、対象税目・項目と、意見を頂いた企業の業種の関係を示したものが図表 11 である。業種を問わず、法人課税全般、法人事業税に関して多くのご意見をいただいている。

また、対象税目・項目と、意見の種類の関係を示したものが図表 12 である。法人課税全般については、税制度の複雑さに関するご意見、印紙税については廃止に係るご意見、繰越欠損金については適用要件に係るご意見を多くいただいている。

図表 11 法人税等の税負担に関して、御不満、改善点等を含むコメント(業種別)

		全企業業業			業種①				業種②														
		ご意見数	比率(全ご	ご意見数		比率(業種		ご意見数									比	率(業種ごと	の、全ご意見	見に占める	各内容の割	合)	
			意見に占 める各内 容の割 合)	製造業	非製造業	容の割合)	非製造業		素材型製 造業	加工組立 型製造業		インフラ サービス	卸小売業	金融·不 動産業	その他 サービス	建設業	素材型製 造業	加工組立型製造業		インフラ サービス		金融·不 動産業	その他 サービス
	税制全般	13	5.99%	4	9	4.55%	6.98%	1	1	2	1	1	3	3	2	5.26%	2.33%	8.70%	4.55%	3.57%	13.04%	8.70%	5.56%
	法人税·法人住民税·法人事業 税全般	71	32.72%	25	46	28.41%	35.66%	5	8	7	10	8	8	13	12	26.32%	18.60%	30.43%	45.45%	28.57%	34.78%	56.52%	33.33%
	法人税	3	1.38%	3	0	3.41%	0.00%	0	2	1	0	0	C) (0	0.00%	4.65%	4.35%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	法人住民税	3	1.38%	1	2	1.14%	1.55%	0	1	0	0	0	1	1	o	0.00%	2.33%	0.00%	0.00%	0.00%	4.35%	4.35%	0.00%
	法人事業税	29	13.36%	9	20	10.23%	15.50%	2	6	1	2	8	1	1	8	10.53%	13.95%	4.35%	9.09%	28.57%	4.35%	4.35%	22.22%
	租税特別措置全般	18	8.29%	8	10	9.09%	7.75%	0	4	4	0	2	1	2	: 5	0.00%	9.30%	17.39%	0.00%	7.14%	4.35%	8.70%	13.89%
	租税特別措置(研究開発税制)	1	0.46%	1	0	1.14%	0.00%	0	1	0	0	0	C) (0	0.00%	2.33%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	租税特別措置(賃上げ促進税 制)	7	3.23%	5	2	5.68%	1.55%	0	2	1	2	1	1	(o	0.00%	4.65%	4.35%	9.09%	3.57%	4.35%	0.00%	0.00%
	租税特別措置(交際費)	1	0.46%	1	0	1.14%	0.00%	0	0	0	1	0	C		0	0.00%	0.00%	0.00%	4.55%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
ご意見に 係る税目	償却ルール	2	0.92%	0	2	0.00%	1.55%	0	0	0	0	1	C	1	0	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.57%	0.00%	4.35%	0.00%
	受取配当金	1	0.46%	0	1	0.00%	0.78%	1	0	0	0	0	C) (o	5.26%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	繰越欠損金	11	5.07%	7	4	7.95%	3.10%	1	3	4	0	2	1	(0	5.26%	6.98%	17.39%	0.00%	7.14%	4.35%	0.00%	0.00%
	国際租税	4	1.84%	3	1	3.41%	0.78%	0	3	0	0	0	1	(0	0.00%	6.98%	0.00%	0.00%	0.00%	4.35%	0.00%	0.00%
	消費稅	10	4.61%	3	7	3.41%	5.43%	1	2	1	0	1	1	1	3	5.26%	4.65%	4.35%	0.00%	3.57%	4.35%	4.35%	8.33%
	固定資産税·事業所税·事業所 税	19	8.76%	10	9	11.36%	6.98%	4	7	1	2	1	1	(3	21.05%	16.28%	4.35%	9.09%	3.57%	4.35%	0.00%	8.33%
	印紙税	19	8.76%	6	13	6.82%	10.08%	4	2	0	4	2	4	1	2	21.05%	4.65%	0.00%	18.18%	7.14%	17.39%	4.35%	5.56%
	電子帳簿保存法	2	0.92%	0	2	0.00%	1.55%	0	0	0	0	1	c	1	o	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	3.57%	0.00%	4.35%	0.00%
	社会保険料等	1	0.46%	1	0	1.14%	0.00%	0	0	1	0	0	C		0	0.00%	0.00%	4.35%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	その他	2	0.92%	1	1	1.14%	0.78%	0	1	0	0	0	C) (1	0.00%	2.33%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.78%
	合計	217	100.00%	88	129	100.00%	100.00%	19	43	23	22	28	23	23	36	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

(注)回答企業からのコメントが複数項目に及ぶものである場合には、複数コメントとしてカウントしている。

図表 12 法人税等の税負担に関して、御不満、改善点等を含むコメント(税目とコメント種別の関係)

		コメントの 種別	重別															
		税務デー タの情報	意識の共 有	(ルールの	枕刺及の	中小企業	税制の欠 損法人の 扱い	その他税 制の公平 性	税収のバランス全体 の増減なく、 ではなく、 がランス の問題)	課税物件	課税標準		減税(又は 減税措置 の拡大)	税目・措 置の廃止	課税根拠	税会不一致	その他ご意見	合計
	税制全般	1	2	7	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
	法人税·法人住民税·法人事業 税全般	0	0	28	3	11	1	3	2	0	3	1	16	0	0	2	1	
	法人税	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	o	0	
	法人住民税	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	o	0	
	法人事業税	0	1	5	0	4	1	3	2	0	11	0	3	0	0	o	0	
	租税特別措置全般	0	0	7	0	0	1	2	0	0	0	6	1	1	0	o	0	
	租税特別措置(研究開発税制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
	租税特別措置(賃上げ促進税 制)	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	o	0	
	租税特別措置(交際費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
意見に 5税目	償却ルール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
	受取配当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	繰越欠損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	
	国際租税	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	消費税	0	0	6	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	
	固定資産税·事業所税·事業所 税	1	0	3	0	0	0	0	0	1	8	1	5	0	0	0	0	
	印紙税	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	14	1	0	0	
	電子帳簿保存法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	
	社会保険料等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	

(注)回答企業からのコメントが複数項目に及ぶものである場合には、複数コメントとしてカウントしている。

以下、多くのご意見を頂いた項目について、意見内容を紹介する。

① 法人課税全般に係る税制度の複雑さ(28件)

法人課税全般に関して制度の複雑さを指摘するご意見が多く見られた。また、法人課税全般に関して制度の複雑さを指摘することに加え、税務手続が煩雑であることを指摘するご意見が多く見られた。

- 今後、会計に知悉した人材の確保が困難になることを鑑みた時、正確な申告で正しい 税納付を実現するうえでも、税制の簡便さについて、今後考慮して頂きたい。(イン フラサービス業)
- 法人税全般において、制度が複雑すぎる。(加工組立型製造業)
- 種々の税制特例はありがたい半面、適用条件を抽出して申告書を作成するのに多大な手間がかかっている。また、会計と税制での認識の異なる面が多いことも、その困難さを増している。(インフラサービス業)
- 事業税・事業所税等、類似の税金があり、且つ、所管(税務署・都税事務所等)がそれぞれ異なる為、非常に手間が掛かる。税金種類の集約・所管の統一化を図ってほしい。(建設業)
- 税の申告と計算をシンプルにしてほしい。(その他サービス業)

② 法人課税全般に係る減税(16件)

法人課税全般に関して、税負担が大きいとのご意見が見られた。特に、法人税率の引き下げは行われたものの、諸外国と比較するとまだまだ税負担が重いとの意見がみられた。

- 近年、法人税率の引き下げを行ったが、地方税を含めた実効税率で考えると諸外国に 比べまだ高い。国税と地方税をすべて加味し、本当の企業の税負担を見て頂いた上で の抜本的な構造の改革を期待します。(その他製造業)
- 法人実効税率を、少なくとも国際水準である 20%程度まで引下げられたい。(加工型組立業)
- 海外の各国の水準に比べると、日本の法人税負担は高く、国際競争力にも影響がある ため、改善を望みます。(加工組立型製造業)

③ 印紙税の廃止(14 件)

印紙税について、デジタル化の流れ等を踏まえて廃止すべきとの意見がみられた。

- 電子帳簿保存法が改正されている中で、印紙税の存在意義が分からない。(建設業)
- 印紙税を廃止していただきたい。(インフラサービス業)

④ 繰越欠損金の適用要件の変更 (11 件)

繰越欠損金について、控除年数の延長、控除率の増大(制限撤廃)を求める意見が見られた。

- 繰越欠損金の控除年数の更なる延長を要望。(インフラサービス業)
- 繰越欠損金の控除限度額は控除前所得金額の 50%となっているが、公平な課税の観点から、全額が控除出来るように改善して頂きたい。(加工組立型製造業)

⑤ 法人事業税の課税要件 (11件)

法人事業税について、特に外形標準課税の算定について、ご意見を頂いた。

- 付加価値割や資本割に関して、赤字で厳しい状況の会社に人件費や資本金を基準と した税負担を強いるのはおかしい。(その他サービス業)
- 事業税の外形標準課税の課税対象が資本金のみで一律判定のみとなるのは不公正。 (インフラサービス業)

3. 諸外国における法人関連の税制の動向

法人関連の税制の動向に関して、BEPS 最終報告書(Acion 5)における知的財産に係る優遇税制の実質的活動要件の具体化を踏まえた知的財産に係る優遇税制、知的財産に係る優遇税制を含む租税特別措置の現状について取りまとめる。

(1) 知的財産に係る優遇税制

① 知的財産に係る優遇税制に対する国際的な協調

a) 経緯

知的財産に係る優遇税制は、有害税制(harmful preferential tax regime)の典型であり、1990年代より国際的な協調に取り組まれてきた。

1998 年に「有害な租税競争 - 生じつつある世界的問題」と題する報告書が公表され、当該報告書に基づき、有害税制フォーラム(Forum on Harmful Tax Practices)が設立された。当該有害税制フォーラムにおいて、優遇税制の審査基準として、"Consolidated Application Note – Guidance in Applying the 1998 Report to Preferential Tax Regimes"の公表(2004 年)、OECD 加盟国の優遇税制についての最終審査結果公表(2006 年)と続いている。

2012 年に OECD 租税委員会において BEPS プロジェクトが立ち上げられると、有害税制 と取り組み見直しについての機運が高まり、有害税制フォーラムは BEPS Action Plan の Action 5 として、有害税制に係る取り組みの見直しを要請した。その後、2015 年に BEPS 最終報告書が公表され、有害税制のうち知的財産に係る優遇税制(IP Regime)について、実質的活動要件の具体化がなされた。なお、知的財産に係る優遇税制(IP Regime)以外の優遇税制(Non-IP Regime)についての実質的活動要件の具体化は 2017 年に公表されている。

多数の国で知的財産に係る優遇税制が導入されていたが、BEPS Action Plan Action 5 に従い、制度の改正等が行われている。

【OECD による有害税制の定義】

- ① 金融・サービス等の活動から生じる「足の速い所得 (mobile income)」に対して通常より低い実効税率を適用し、
- ② 外国からの誘致企業や外国企業のみを優遇する「囲い込み」を行うこと
- ③ 透明性の欠如
- ④ 実効的な税に関する情報交換の欠如
- ①に該当し、かつ②~④のいずれかに該当する優遇税制のこと。

b) 知的財産に係る優遇税制に関するルール

有害税制フォーラムにおける優遇税制の審査基準は、図表 13 に示すとおりであり、①当該税制が有害税制フォーラムの審査対象である地理的に稼働性の高い所得であるか、優遇

的取り扱いをするかに該当するか、②潜在的に有害であるか、③当該税制が実際に有害であるか、の3段階で判断される。このうち、②潜在的な有害性にあたっては、「実質的活動を伴わない行為又は取り決めを助長するものであること」と認められる場合に、有害性が認められる場合がある。これは実質的活動要件と呼ばれるものである。OECD 最終報告書において、実質的活動要件に係る基準が定められている。

図表 13 有害税制フォーラムにおける優遇税制審査

- ①当該税制が有害税制フォーラムの審査対象に 含まれるかどうかの判定(地理的に稼働性の高い 所得であるか、優遇的取扱いを付与するか)
- ②当該税制が潜在的に有害であるかの判定 (4つの主要要素と8つのその他の要素に照らし、 潜在的に有害なものであるか)
- ③当該税制が実際に有害(actually harmful)であるかの判定

有害と判断

【4つの「主要要素」】

- 当該税制の下での実効税率が、低い又はゼロであること 当該税制が、隔離された (ring-fenced)ものであるこ
- と ● 当該税制が、透明性を欠いたものであること
- 当該税制について、実効的な情報交換が行われていないこと

【8つの「その他の要素」】

- ※ 一つも該当しなければ有害と判断されない
- 課税標準の定義が人為的であること
- 移転価格に関する国際的な諸原則に従っていないこと
- 国外源泉所得が、居住地国課税の対象から除外されていること
- 税率又は課税標準が交渉可能であること
- 秘密保持規定の存在
- 広い租税条約ネットワークへのアクセス
- 当該税制が、租税負担最小化の手段として宣伝されて いること
- 当該税制が、純粋に租税目的であり、実質的活動を 伴わない行為又は取り決めを助長するものであること

(出所)吉村浩一郎(2018)「BEPS プロジェクトの概要と有害税制フォーラムにおける優遇税制審査 経済産業省「国内外の法人課税に関する勉強会」資料」をもとに作成

BEPS 最終報告書において、優遇税制における実質的活動の有無を評価する最低基準が設けられており、いわゆるネクサス・アプローチが用いられている。このアプローチでは、IP 資産から得られる所得について、開発にかかった総費用に占める適格費用の割合分の所得に対してのみ優遇措置を適用できるとしている。

図表 14 BEPS 最終報告書における実質的活動要件の規定概要

文書	規定
最終報告書	● 優遇税制における実質的活動の有無を評価するための <u>最低基準を定</u>
解説文書	<u>めている</u> 。
	● パテントボックスのような知的財産権制度の文脈では、ネクサス・ア
	プローチについて合意が得られた。このアプローチは、 <u>実質的な活動</u>
	<u>の代理として国内支出(expenditures in the country)を用い</u> 、制度の
	恩恵を受ける納税者が実際に研究開発に従事し、そのような活動に対
	して実際の支出を行ったことを確認するものである。
	● 同じ原則を他の優遇制度にも適用し、優遇制度の対象となる所得を生
	み出すのに必要な中核的な所得創出活動を納税者が行った程度で、そ
	の制度が納税者に恩恵を与える場合には、実質的活動を必要とすると
	判断することができる。
最終報告書	● あらゆる優遇措置は実質的活動(substantial activity)が求められる。
の規定	(パラ 24)
	● 優遇措置を適用できる所得は以下の計算式で算定される(ネクサス・
	アプローチ)
	IP資産の開発にかかった適格費用
	IP資産から得られる×
	総所得 IP資産の開発にかかった総費用

(出所)OECD (2015)" Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5 - 2015 Final Report"をもとに作成

なお、ネクサス・アプローチの式に対しては、「IP 資産から得られる総所得」「IP 資産の開発にかかった適格費用」「IP 資産の開発にかかった総費用」が盛り込まれているが、これらの具体的な内容についても、BEPS 最終報告書で規定されている。また、対象とすることが可能な知的財産の種類についても規定されている。

図表 15 BEPS 最終報告書における実質的活動要件の規定詳細

論点	規定
対象にでき	以下の知的財産に対して優遇措置を適用可能である。
る知的財産	● 特許
	● 特許と機能的に同等なその他知的財産(広義の特許、著作権のあるソ
	フトウェア、特定の状況におけるその他知的財産)
	▶ 特許に加え、実用新案、植物・遺伝物質の保護を与える IP、医薬

論点	規定
Fingerit	品関連の IP (パラ 35)
	► 著作権保護されたソフトウェア。ただし、保護されないソフトウ
	ェアは対象外
	 ▶ 特許の特徴を有し、知的財産資産と実質的に類似し、税務行政か
	 ら独立した政府機関による証明プロセスで証明される知的財産
	も含まれる。ただし、グループ売上が 5,000 万ユーロ以下かつ知
	財収入が 750 万ユーロ以下の納税者のみ
IP 資産から	移転価格税制適用後の所得の定義に関する国内法と整合的に「総所得」を
得られる総	定義する。
所得	● 総所得は、適格納税者による適格費用の割合に照らし、制度の恩恵が
	不釣り合いに大きくならないようにしなければならない。
	➤ 総所得=IP 資産から得られる総収入(gross income)とするのでは
	なく、IP資産に配分される費用を控除した金額とすべき。
	● 総所得は、IP 所得に限定されなければならない。
	▶ ロイヤリティ、キャピタルゲイン、IPが関わる製品の売り上げ等
	に組み込まれた IP 所得が総所得に含まれることがある。
	➤ IP 所得から生じる所得から、IP に無関係である所得(マーケティ
	ング等)を除外することが必要。
IP 資産の開	適格納税者により負担し、かつ IP 資産に直接関連するものであることが
発にかかっ	必要とされている。
た適格費用	● 適格費用の定義は、各法域が独自に定めるが、適格な支出が実際の研
	究開発活動のために発生した支出のみを含むものであること。(パラ
	39)
	➤ 支払利息・建物建設費・他社からの取得費(acquisition cost)・その
	他 IP 資産と結びつかない支出は対象外
	● 適格費用に含まれる費用に 30%の追加を許可することが可能。ただ
	し、非適格支出の金額を上回らない。(パラ 40)
	▶ 適格支出 100、取得費 10、関連当事者の研究開発費 40 の場合
	⇒適格支出は100×1.3=130、ネクサス比率は130/150=86.7%
	▶ 適格支出 100、取得費 5、関連当事者の研究開発費 25 の場合
*** *** ** ***	⇒適格支出は 125、ネクサス比率は 125/125=100%
IP 資産の開	適格納税者が関連支出を全て自ら行った場合に、所得の 100%が恩恵を受いる トンストン (グボナスストン) グボーストンス
発にかかっ	けるよう定義することが必要とされている。 - ※按例が表が行っても選集されているよとないませば見る。
た総費用	● 適格納税者が行っても適格支出に含まれない支出(支払利息・建物建 ***********************************
	設費、等)は対象外となる。

論点	規定
	● 関連当事者の研究開発費、取得費は適格費用に含まれないが、総費用
	に含まれる。ネクサス比率は以下の式に書き換えることが可能であ
	る。
	納税者自身の研究開発費+関連当事者以外への外部委託費

(出所)OECD (2015)" Countering Harmful Tax Practices More Effectively, Taking into Account Transparency and Substance, Action 5 - 2015 Final Report"をもとに作成

② 知的財産に係る優遇税制の例

知的財産に係る優遇税制の例として、4か国を取り上げる。

a) シンガポール

シンガポールにおいて、研究開発活動から生じる知的財産権の利用・商業化を促進するために、知的財産から得られる所得に対して法人税率を軽減する IP 開発インセンティブ(IP development incentive: IDI)が導入されている。概要については、図表 16 に示すとおりである。

図表 16 シンガポール IDI の概要

-E II	جبر بل. جبر با
項目	内容
導入目的	研究開発活動から生じる知的財産権(IP rights)の利用・商業化を
	促進する。
優遇措置の内容	適格所得に対して 5%又は 10%の軽減税率(法人税率は 17%)
	※ただし、税率は一定期間ごとに 0.5%ずつ引き上げ。
	適用期間は当初は 10 年以内で当局が決定する期間である。その後
	延長されることがある。
適格 IP	適用を求める企業からの申請に基づき、シンガポール経済開発庁が
	適用の可否を審査する。
	● シンガポール経済への貢献あるいは世界をリードする産業の
	能力向上に向けた大規模な投資を行う企業であること
	● シンガポールで拡張的なプロジェクトを実施する必要がある
	ため、十分な実績があること
	● 投資・雇用について、以下を遵守すること
	▶ 固定資産投資額又は年間事業支出の増加 ⇒
	S\$10.5m(5%)、S\$6.5 m (10%)
	▶ 専門的職業の増加⇒20名(5%)、15名(10%)
手続き	① シンガポール経済開発庁による承認(条件を満たすか審査)
	② 企業による IDI の適用対象となる適格知的財産権(適格 IPR)
	の選択 ※納税額算定時
	③ Comptroller of Income Tax の税額算定時における適格 IPR か
	ら得られた所得に対する優遇税率の適用 。なお、Comptroller
	の納税額決定にあたり、企業は求められる資料を提出すること
	が必要
	※企業はシンガポール経済開発庁に定期的に進捗報告書を提出し、

パフォーマンスを評価される。IDI の条件に違反した場合、インセンティブの取消、過去の減税措置の取消・回収がなされる可能性がある。

(出所) シンガポール経済開発庁 "IP DEVELOPMENT INCENTIVE (IDI)",シンガポール 所得税法,シンガポール財務大臣規則 INCOME TAX (CONCESSIONARY RATE OF TAX FOR INTELLECTUAL PROPERTY INCOME) REGULATIONS 2021

b) オランダ

オランダにおいては、革新的な企業活動の促進のために、知的財産から得られる所得に対して法人税率を軽減するイノベーションボックスが導入されている。BEPS 最終報告書をもとに制度改正が行われ、現行制度の概要については、図表 17 に示すとおりである。

図表 17 オランダ イノベーションボックスの概要

項目	内容					
導入目的	革新的な企業活動の促進					
優遇措置の内容	適格所得に対して 9%の軽減税率(法人税率は 25.8%)					
適格 IP	● 以下の条件を満たすことが必要					
	➤ 研究開発明細書(S&O-verklaring)を取得していること					
	※研究開発税制を利用した企業のみが当該明細書を取得					
	可					
	▶ 自社の費用・リスクで研究開発活動を実施したものである					
	こと					
	イノベーションによる収益が、イノベーション獲得にあた					
	っての費用を上回っていること(費用が上回っている場合					
	には、通常税率により損失額を算定)					
	● 対象となる権利は中小企業と大企業で異なる。大企業の場合に					
	は、特許又は特許出願、ソフトウェア、技術革新を保護するた					
	めの登録実用新案、植物品種権・医薬品の製造販売承認書等が					
	列挙されているが、中小企業においては制限はなされていな					
	ν _°					
手続き	● 事前確認制度であるルーリングを申請することが求められる。					
	事前確認の段階で、税務当局は申請者に対して、①事業内容、					
	②企業が開発した IP、③イノベーションボックスの利益を決定					
	するための好ましい方法等を質問する。					

(出所) Belastingdienst ホームページ、Business.gov.nl ホームページ、Archipel tax advice(2022)"Dutch Tax Incentives for Innovation: Enhancing your Investment Case"

c) イギリス

イギリスにおいては、企業が既存の特許を保持・商業化し、新たな革新的な特許製品を開発するための追加的なインセンティブを提供することを目的として、パテントボックス (patent box)が導入されている。BEPS 最終報告書をもとに制度改正が行われ、現行制度の概要については、図表 18 に示すとおりである。

図表 18 イギリス パテントボックスの概要

項目	内容					
導入目的	企業が既存の特許を保持・商業化し、新たな革新的な特許製品を開					
	発するための追加的なインセンティブを提供する。企業は特許の開					
	発・製造・活用に関連する高付加価値の業務を英国に置くようにな					
	り、特許技術の世界的リーダーとしての英国の地位が維持されるこ					
	とが期待。					
優遇措置の内容	適格所得に対して 10%の軽減税率(法人税率は 19%)					
適格 IP	● 以下の条件を満たすことが必要					
	▶ 特許を有している					
	または					
	▶ 他社の特許技術の使用許諾を受けており、以下の条件を満					
	たすこと					
	✓ 権利が、①特許発明の開発・利用・権利擁護を行う権					
	利、②他の全ての者を排除、③国内全域で排他的な者					
	である、という条件を全て満たす					
	✔ 使用許諾者が、①権利を守るための訴訟を提起でき					
	る、②当該権利に関連する訴訟で勝訴した場合に賠償					
	の大部分を受ける権利を有する、のいずれかを満たす					
	● 特許又は特許出願、植物品種権・医薬品の製造販売承認書等が					
	対象となる。					

(出所) GOV.UK "Use the Patent Box to reduce your Corporation Tax on profits", Corporate Tax Act 2010 Part8A

d) アメリカ

アメリカにおいては、トランプ政権下の 2017 年に成立した税制改正法案(Tax Cuts and Jobs Act)において、米国法人が米国外で稼得したとみなされる一定の所得について、所得控除を認める国外無形資産所得控除(Foreign-derived Intangible Income deduction: FDII)が導入された。

所得控除額は対象所得の 37.5%(2026 年 1 月 1 日以降に開始する事業期間においては 21.875%)であり、通常の法人税率が 21%であるのに対して、FDII においては 13.125%の法人税率となっている。

(2) 租税支出

①租税支出とは

租税支出(tax expenditures)や租税特別措置とは、特定の政策目的のために、所得控除 や免税、優遇税率、税額控除、課税繰延等の税負担の軽減を認める措置のことである。特定 の政策目的を達成するため納税者の行動に影響を与える措置である、多くの OECD 諸国で は政府が租税支出の推計を行い毎年公表している。

租税支出の定義は国によって異なるが、上記に示す特定の政策目的のための税負担の軽減とされている。以下、各国における租税支出を示す。

② 各国における租税支出

a) オランダ

租税支出は、毎年予算案とともに議会に提出される当初予算覚書(Miljoenennota)の附属書(Bijlagen bij Miljoenennota)にて示される。2023 年度の当初予算覚書附属書の第9章「税制(Fiscale Regelingen)」と、第10章「税制の解説 (Toelichiting op de Fiscale Regelingen)」が租税支出レポートにあたる。

2018 年以降の附属書では、直接的に「租税支出」を表す単語である、belastinguitgaven は使用されておらず、kosten van fiscal regelingen(税制のコスト)という表現が使用されている。2017 年度附属書までは、belastinguitgaven を「法律の規定が本来の課税構造に従っていない範囲において、その規定によって生じる、税収の損失または先送りという形での政府支出」と定義しており、それに基づいて歳入損失額を推計していたが、2018 年度附属書以降からは、この定義は失効しており、一定以上のコスト4がかかる税制全てを、附属書に掲載、推計するようになっている。

27

^{4 500} 万ユーロ以上の財政的コスト

2023年には租税支出は約1,470億ユーロに達すると予想されており、2018年から2023年にかけて年平均で5%程度拡大している。これらは主に所得引当金と税額控除に関する税制の財政規模が拡大したことによる。また税制の総費用の対GDP比は約15%で推移している。

図表 19 予算上重要な税制の租税支出(単位:百万ユーロ)

項目	2018	2019	2020	2021	2022	2023	平均増加率 2018~2023
個人控除	1,113	1,104	979	983	790	778	-7%
所得引当金	14,248	14,849	16,592	18,472	20,621	22,144	9%
持ち家関連	11,433	10,341	10,208	9,908	10,462	12,165	2%
資産所得に対する 税制優遇措置	2,035	2,122	1,989	2,489	2,864	2,859	8%
利益に対する 税制優遇措置	10,785	11,064	11,750	12,688	14,451	12,382	3%
給与税	2,361	2,476	2,558	2,362	2,325	2,399	0%
税額控除	45,703	47,370	51,756	55,358	56,997	65,039	7%
エネルギー税	10,148	9,787	11,834	11,691	11,632	11,649	3%
売上税	14,175	11,834	11,118	11,955	13,361	13,891	0%
自動車	2,716	2,727	2,586	2,901	2,925	3,046	2%
保険税	_	_	5	6	6	6	9%
税制全体	114,716	113,674	121,375	128,813	136,434	146,359	5%
対GDP比(%)	14.80%	14.00%	15.20%	15.00%	14.80%	15.20%	

出典:オランダ政府 2023 年度当初予算覚書附属書 Bijlagen bij Miljoenennota table 9.2.1

b) アメリカ

アメリカにおいては、租税支出(Tax Expentiture)は、米国議会予算法(Congressional Budget and Impoundment Control Act of 1974)第3条によって、以下のとおり定義づけられている。

「『租税支出』とは、連邦税法の諸条項によって、総所得からの特別な除外(非課税)(special exclusion)、免税(exemption)、控除(deduction)、または、特別な税額控除(special credit)、優遇税率(preferential rate)、もしくは課税繰延(deferral)から生じる歳入損失(revenue losses)を言う。『租税支出予算』とは、これらの租税支出の一覧である。」

租税支出には、税負担を軽減するあらゆるものが含まれる。

納税申告書をもとにしたデータベース等を利用して、向こう数年間の租税支出項目ごとの減収額推計などが行われ公表されている。この分析は、財務省租税分析局(Office of Tax Analysis: OTA)や、両院合同租税委員会(JCT)など複数の機関により行われている。OTAのレポートは、毎年の大統領予算の付属文書である"Analytical Perspectives"における租税支出の推計結果をとりまとめるものである。

なお、2017 年のトランプ政権における税制改革により、租税支出の制度を利用し著しく 税額を低く抑えることを防止するための「法人代替ミニマム税: AMT」の廃止や、法人税、 個人所得税等の各種控除について変更が行われている。また直近では、2022 年 8 月にバイ デン政権によって、インフレ抑制法が成立し、法人ミニマム税が再度導入された。

租税支出レポートを提出する主体は OTA と JCT である。OTA では、毎年、租税支出の推計を行い租税支出レポートとして公表している。最新のものは、2024 年度会計年度向けとして 2022 年 10 月に公開されている。このレポートでは、2022 年から 2032 年までの個人所得税及び法人所得税についての租税支出を推計したもので、2022 年 7 月 31 日時点の税法と2023 年度予算の中間レビューにおける経済状況を前提としたものである。

JCT でも租税支出レポート"Estimates of Federal Tax Expenditures"を 1972 年から原則、毎年公表している。この報告書は下院の歳入委員会と、上院の財政委員会のために作成されており、両院の予算委員会にも提出される。

図表 20 OTA 版と JCT 版の租税支出レポートの違い

	OTA	JCT
推計方法	各租税支出について、当該租税支出	各租税支出について、現行法下の
	が無くなりかつ他の租税支出の適	税負担と当該租税支出が無くなっ
	用を受けない場合の税負担と、現行	たときに次善の策として別の租税
	法下の税負担との差として推計	支出が適用された場合の税負担の
		差として推計
対象とする範	参照税基準	普通税基準 (OTA のリストより広
囲の基準		\(\rangle\)
データ元	行政府による経済予測	議会予算局(Congressional
		Budget Office:CBO) による経済予
		測
推計期間	11年間(昨年度、今年度、次年度以	5年間(今年度、次年度以降4年
	降9年間)	間)
各項目の規模	各年度100万ドルの位で四捨五入し	5年間通算で5000万ドル未満の項
の下限	ているので、各年度 500 万ドル未満	目はリストから除外
	の項目は除外される。	
負の租税支出	正の租税支出のみ考慮	正の租税支出と負の租税支出の両
		方を考慮

出典: JCT(2022) "Estimates Of Federal Tax Expenditures For Fiscal Years 2022-2026"を基に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

OTA の租税支出の推計結果においては、租税支出項目ごとの 10 年間の推計結果が記されているが、10 年間の租税支出の大きな項目の上位 5 項目については、図表 21 に示すとおりである。

図表 21 租税支出の大きな項目

	2022	2023 •••	2032	2022-32
租税支出の大きな項目上位5位				_
医療保険料・医療費の事業主負担の免除	224,520	237,400	433,530	3,366,320
帰属家賃収入の免除	128,950	133,660	202,010	1,679,550
確定拠出型雇用主制度	106,710	115,490	192,750	1,535,700
キャピタルゲイン(農業、木材、鉄鉱石、石炭を除く)	112,050	118,340	184,520	1,492,400
持ち家の住宅ローン利息の損金算入	34,430	35,660	149,370	1,006,510

出典: Office of Tax Analysis (2022) Tax expenditures FY2024 より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

c) ドイツ

ドイツにおいて、租税支出(Steuervergünstigungen)は、「政府収入の減少につながる特別な税制上の例外」(第 28 回連邦政府補助金報告書(28. Subventionsbericht der Bundesregierung))と定義されている。補助金等の政府支出と同列に扱われており、経済の安定化及び経済成長促進法(Gesetz zur Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft)第12条において、2年毎に連邦政府予算案とともに、概要報告書を議会に提出することが求められている。

租税支出を含む補助金政策については、「補助金政策ガイドライン(Subventionspolitische Leitlinien)」に従うことが必要となっている。最新のガイドラインは、2015 年 1 月に閣議決定されている⁵。租税支出項目に関して、①必要性・有効性・連邦政府の政策との適合性等の評価を受けること、②定期的な見直しがなされることが求められている。

租税支出の総額(連邦税)は、2019年には163億ユーロ、2021年は178億ユーロと推計されており、税収に対する租税支出の割合は、2019年は4.9%、2021年は6.3%となっている。税収に占める租税支出の割合は2019年度にかけて減少傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の対応のための税制(レストラン等の軽減税率等)により、足元は増加傾向にある。連邦、州・自治体の負担を見ると、州・自治体は連邦よりも負担額がやや小さくなっている。

年度 2005 2010 2015 2018 2019 2020 2021 連邦 租税支出額(単位:10億€) 17.418.6 15.4 16.0 16.3 15.4 17.8 うち企業向け 15.0 14.1 16.4 うち家計向け 1.2 1.3 1.4 税収に対する租税支出の割合 8.2% 9.0% 5.4% 5.0% 4.9% 5.4% 6.3% 州·自治体 租税支出額(単位:10億€) 12.5 10.5 16.7 15.7 14.4 14.0 16.4

図表 22 租税支出の経年変化

出典: "28. Subventionsbericht der Bundesregierung" (連邦財務省)

連邦財務省は、租税支出について、①予算編成プロセスの一部となっていない、②租税支 出額は推計とならざるを得ない、③超過負担を生む、④共同税について連邦・州・地方自治 体がそれぞれ税収配分式に応じて資金提供することから管理が煩雑である、という点から 政府支出と比較して劣後していると判断している。そのため、同様の目的を達成するうえで 政府支出に転換可能な場合には政府支出に転換することが望ましいとしている。

なお、ドイツにおける租税支出の大きな項目を図表 23 に示す。

-

⁵ その前は、2006年3月に閣議決定されたものが用いられていた。

図表 23 租税支出の大きな項目

順位	根拠法	租税支出の内容	租税支出額(単位:百万€) 合計 うち連邦政府	
1	相続税・贈与税法	贈与や相続により事業や会社の株式を取得した場合の 税制優遇措置	5,100	_
2	所得税法	シフトボーナス(休日・深夜勤務が避けられない業態における割増賃金の減免)	3,355	1,426
3	VAT法	レストランやケータリングサービス(ドリンク販売を除く) のVAT税率引き下げ	3,085	1,629
4	VAT法	文化関連サービスの付加価値税減免(本や新聞等に対するVATの軽減)	3,010	1,590
5	所得税法	リノベーション費用に対する軽減税率	2,090	888
6	研究開発促進税法	研究開発に対する税制上の優遇措置	2,085	1,003
7	VAT法	公共交通機関・鉄道による旅客輸送に対する軽減税率	1,925	1,017
8	電力義務法	特定のケースにおける製造業の税の減免	1,500	1,500
9	エネルギー義務法	発電に係るエネルギー削減義務に係る減免	1,465	1,465
10	VAT法	宿泊施設の軽減税率	1,360	718

出典: "28. Subventionsbericht der Bundesregierung" (連邦財務省)

第 III 章 マクロ経済政策についての調査・分析

1. 調査の概要

マクロ経済政策、特に 2010 年代以降の世界経済の特徴を表す長期停滞論を切り口として、 長期停滞論の内容や現在の世界経済への適合、我が国における状況を調査した。加えて、近 年のマクロ経済環境の変化から生じる経済学上の論点に関わる学説・実務の動向を分析し た。

2. 長期停滞論

(1) 長期停滞論とは

長期停滞論(Secular Stagnation)は、1938 年アメリカ経済学会の会長講演において Alvin Hansen が、世界恐慌後に低成長が続く当時の米国経済を念頭に、過剰貯蓄等による需要不足(投資需要を上回る貯蓄)や人口増加率の低下などにより、構造的に低成長が続く時代が始まったと指摘し、米国経済に悲観的な見方を示したことがはじまりである。しかし、まもなく勃発した第二次世界大戦による軍事支出大幅増・戦後のベビーブーム等により、高い経済成長が実現し、長期停滞論はいわば忘れられた存在となった。

リーマンショック後の経済回復が緩慢であったことを背景として、2013年にLawrence H Summers(以下、「サマーズ」)が先進国経済の金融危機後の回復が緩慢であることについて、「長期停滞(Secular Stagnation)に陥っている」と問題提起した。それにより、2010年代の長期停滞論争が始まる。なお、長期停滞の要因についての議論として、①資金に対する需要低迷が長期停滞の要因とする需要不足の長期停滞論、②技術進歩の停滞が長期停滞の要因とする供給不足の長期停滞論の2つのタイプの議論がある。これらは相反するものではなく、共に長期停滞の要因と考える見方もできるが、2010年代に論争となった議論は、主に①の需要不足の長期停滞論である。

(2) 長期停滞論をめぐる論争

2013~2015 年に行われた長期停滞論について概略を紹介する。サマーズが長期停滞論に係る問題提起を行った後、賛成・反対双方の立場から様々な主張がなされてきた。反対の主張として著名なものとしては、Ben S. Bernanke(以下「バーナンキ」)のものが挙げられる。以下に両者の主張を取りまとめる。

① Summers の主張

サマーズの主張は、2013 年当時のみならず金融危機前から構造的な需要不足に陥っており、低金利環境の下で自然利子率が低迷していることを踏まえると、財政支出の拡大による需要増加が望ましいとするものである。

2008 年に発生した世界金融危機からの経済回復が緩慢であったことを背景として、「長期

停滞(Secular Stagnation)に陥っている」と問題提起した。また、2008 年以前においても、インフレや金利上昇は起こっておらず、バブルは発生していない、つまり総需要は不足していたのではないかと考えている。(2013 年 12 月 8 日の IMF における講演)

その上で、総需要不足が続くことで、将来の経済が縮小することとなり、それを防ぐために需給ギャップを埋めるべきと考える。ギャップを埋めるためには、金利引き下げが有効であるとの考え方が一般的ではあるが、アメリカにおける現状はゼロ金利に近く、完全雇用を実現する金利水準はマイナスであることから、金融政策による対応は難しい。そのため、財政支出の拡大が望ましいとしている。(2014 年 4 月 2 日の Center on Budget and Policy Priorities における講演)

特に、アメリカ政府の対応としては、当時の低金利と失業者の多さを活かして、インフラを再建すべきとしている。特に、アメリカにおける公共インフラの質の低さに対して問題意識を有している。(2014年4月11日のボストン・グローブ誌への寄稿)

バーナンキによる見解(2015年)に対しては、世界はどこも需要不足であり、外国への投資と貿易を通じた低金利からの脱出の実現は疑わしいと主張している。(2015年4月1日のブログ)

② Bernanke の主張

Ben Shalom Bernanke(以下「バーナンキ」)は、2015年にサマーズの長期停滞論に対して、サマーズと異なる見解を述べている。

2015年当時において、世界的に極めて低金利であることは認めつつ、低金利(特にマイナス金利)は持続可能なものではなく、あくまでも一時的な現象であるととらえている。また、低金利の要因を世界的な貯蓄過剰と不均衡、つまり中国や産油国、欧州の貿易黒字等であると考えている。そのうえで、世界的な不均衡は収まりつつあり、いずれは解決するものとしている。アメリカが低迷して需要不足であっても、海外では需要があるため、輸出が増加し、アメリカ経済は回復すると指摘している。(2015年3月30日、4月1日のブログ)

図表 24 長期停滞論を巡るサマーズとバーナンキの主張の相違

項目		サー	マーズ	バー	ーナンキ
経済の	マクロ	▶ 現状において、自然利子率は非常に低い ※共通認識			
現状	経済	▶ 世界金融危機以降、経済成長は低迷 ※共通認識			
	低金利	総記	需要不足	世界	界的な貯蓄過剰、不均衡
	の要因			(中	国、産油国、欧州の貿易黒字
				等)	
低金利•	低成長の	>	金融危機前から総需要不足	~	金融危機以前、バブルなし
持約	売性		が続いており、自然利子率		で完全雇用を達成
			は低迷	>	各国の政策転換により解消
		>	政策対応がなければ継続	>	自然利子率のマイナスは持
		\Rightarrow	【長期停滞】		続的でない
				\Rightarrow	【一時的な現象(循環)】
政策対応		財政	 	特に不要	
		(イ	ンフラ再建の好機であると主	※ただし、2017年の日本での講	
		張)		演において、日本が総需要不足	
				にま	起因する低金利であることを
				前打	是に財政支出拡大を提言

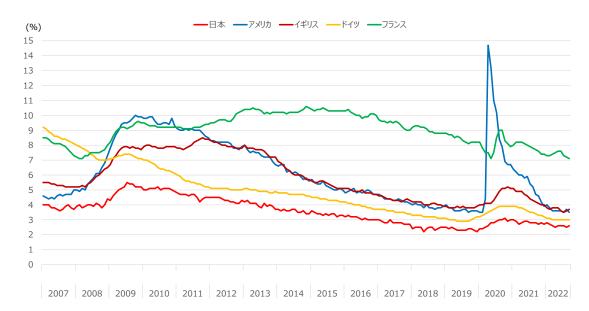
(出所)Summers(2013)"IMF 14 th Annual Researdh Conference in Honor of Stanley Fisher", Summers(2014)"Fiscal Policy and Full Employmenr", Summers(2014)"Idle Workers + Low Interenst Rates = Time to Rebuild Infrastructure", Bernanke(2015)"Why are Interest Rates so Low?", Summers(2015)"On Secular Stagnation: Larry Summers Responds to Ben Bernanke", Bernanke(2017)"Some Reflections on Japanese Monetary Policy For Presentation at the Bank of Japam"

(3) 近年の経済情勢の変化と長期停滞論

① 2016 年以降の経済動向の変化

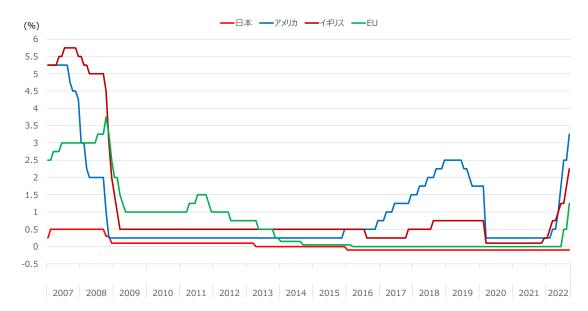
長期停滞についての議論がなされていた 2013~2015 年頃は、金融危機からの回復は緩慢な状況にあり、例えば失業率は金融危機以前の水準には達していなかった(図表 25)。また、政策金利も非常に低い水準に保たれており、銀行間取引金利もほぼゼロに近い状態が続いていた(図表 26、図表 27)。

一方、2016年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響が表れる2020年までの間、失業率は低下を続け、アメリカにおいては金融危機以前の水準よりも低い失業率となった。また、この間、政策金利は引き上げられ、銀行間取引金利も上昇傾向にあった。



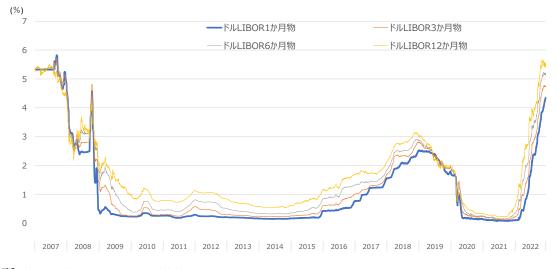
図表 25 主要先進国の失業率の推移(2007年~2022年)

(出所) OECD Data—Unemployment rate



図表 26 主要先進国の政策金利の推移(2007年~2022年)

(注)日本は超過準備の適用金利(2013.3 以前は無担保コールレート)、アメリカは Federal Funds Rate、イギリスは Current Bank Rate、EU は Main Refinancing Operations Fixed Rate(2008.9 以前は Deposit facility)
(出所)日本銀国、FRB、BOE、ECB ホームページ



図表 27 主要先進国の銀行間取引金利の推移(2007年~2022年)

(出所) http://iborate.com/usd-libor/

2010 年代後半の世界経済の持ち直しを受け、長期停滞論に係る論争は下火となったが、サマーズ等は引き続き長期停滞は継続しているという見解を示していた。

サマーズの主張としては、長期停滞を「先進国経済は高失業率で永久に停滞する運命にある」と定義するならば、現在はこの状況ではないとするものの、「金融政策や財政政策をはじめとする特別な公的措置や、持続不可能な民間借入によって民間経済が刺激されない限

り、需要不足による成長鈍化が起こりやすい」状況を長期停滞とすれば、ここ数年間、仮説は裏付けられたものと考えられるとしている(2018 年 5 月 7 日 Financial Times 誌への寄稿)。

② 2020 年以降の変化

2020 年には新型コロナウイルス感染症が発生し、短期的な財政支出の拡大や失業率の上昇が起こった。また、2022 年に発生したウクライナ問題も受けて、足元ではインフレ率が上昇している。それに対応する形として、米国や欧州では政策金利の引き上げが行われている。

さらに、中長期的な構造変化として、高齢化の進展や脱炭素化対応の要請がなされている。 これらの状況変化は、自然利子率、インフレ率の双方に影響を与えうるものであり、長期停 滞にも影響を及ぼすものと考えられる。

項目 新型コロナウイルス感染症・ウー中長期的な構造変化 クライナ問題の影響 自然利子率 財政支出 【財政支出拡大】 【財政支出拡大】 高齢化の進展 への影響 ▶ 短期的なコロナ対応 ▶ ウクライナ支援 ▶ 地政学リスク増 ▶ エネルギー危機対応 ▶ 脱炭素 貯蓄率 【貯蓄率上昇】 【貯蓄率上昇】 ▶ 給付金等増加 高齢化の進展 インフレ率 【インフレ率上昇】 【インフレ率上昇】 供給網の混乱 ▶ 公的債務増加 ▶ 足元のインフレ率上昇を ▶ エネルギー危機 ▶ 労働力不足 受けた期待インフレ率上 ▶ 公的債務増加 昇

図表 28 2020 年代の変化が長期停滞に及ぼす影響

こうした新型コロナウイルス感染症やウクライナ問題を受けて、2010 年代に見られた長期停滞論が終焉したのか、それとも継続しているのかについて、学者の間で見解が分かれている。

長期停滞論の口火を切ったサマーズは2023年アメリカ経済学会年次総会において、新型コロナウイルス感染症による大規模な景気刺激策により、アメリカ経済はもはや需要不足ではなくなり、長期停滞を克服したとしている。また、技術進歩、高齢化による投資不足、貯蓄増加という構造的な要因は変わっていないものの、政府債務の増加や歳出拡大が実質金利を引き上げ、気候変動対策の強化なども投資拡大につながると主張している。

他方、Olivier Blanchard(以下「ブランシャール」)氏は、最近の金利上昇によっても、経済成長率よりもリスクフリーレートが低い状況(r<g)は終わっておらず、インフレ率を加味した実質金利はマイナスとなっており、依然として長期停滞が継続しているとしている。政府債務の増加が実質金利に与える影響についても、影響はかなり小さいと考えている。

図表 29 コロナ・ウクライナ問題が長期停滞論に与えた影響に係るサマーズとブランシャールの主張の相違

項目	サマーズ	ブランシャール
現状の金利	実質金利が上昇しており、長期	実質金利は依然としてマイナスであ
	停滞を克服	り、長期停滞は継続
		※リスクフリーレート<経済成長率
貯蓄増加の構造	高齢化等の貯蓄増加の要因は	高齢化等の貯蓄増加の要因は変わら
的要因	変わらない	ない
		以前よりも不確実性が増しており、
		予防的貯蓄が上昇
政府債務増加・	大きい	ごく僅か
財政支出拡大の		
影響		

(出所)Olivier Blanchard (2023)" Secular stagnation is not over", Lawrence Summers(2023)" Back to Secular Stagnation?", 田中理(2023)「長期停滞論は過去のものか?」

(4) 我が国における長期停滞論

「長期停滞論」はあくまでも主眼はアメリカである。日本においては以下の通り 1990 年 代以降長期停滞が続いていることを前提とした議論がなされている。

図表 30 我が国の長期停滞に係る主張

項目	内容
Summers(2013)	● 2010年代の長期停滞論争のきっかけとなった講演。日本に
"IMF Fourteenth	ついて以下の通り言及している。
Annual Research	▶ 金融危機以後の嘆かわしい経済パフォーマンスとい
Conference in Honor of	うアメリカの経験は、・・・アメリカに限られたもので
Stanley Fischer"	はありません。特に日本の例が顕著です。日本の 2013
	年 GDP は、アメリカ財務省や FRB や世界銀行や IMF
	が 1993 年に予測した半分強です。
	▶ 古くてかなり過激な発想、つまり長期停滞と呼ばれて
	いた古い考え方なんですが、これが 1990 年代以来の
	日本の経験を理解するために重要ではないかと思う

項目	内容
	し、また今日のアメリカの経験とも無関係ではないん
	じゃないかと思う訳なんです。
Braun and Ikeda (2022)	● 高齢化と長期停滞(経済低迷)の関係について、日本の人口
"Why Aging Induces	動態・経済指標等をもとに分析している。
Deflation and Secular	● 「高齢化は、物価水準、一人当たり GDP、実質金利のすべ
Stagnation"	てに下方圧力をかけている」という仮説を検証。
	● 金融政策と財政政策の総合的な効果で決まる総需要の大
	きさによって物価水準が定まるという「物価水準の需要理
	論(DTPL:Demand Theory of the Price Level)」と同様の
	考え方にもとづき、世代重複モデルと家計の異質性を加味
	したニューケインジアンモデルを組み合わせた OHANK
	(Over Generation Heterogeneous Agent New Keynesian
	model)の枠組みで分析。
	▶ 高齢者は流動性資産を好む⇒国債等の流動資産の需
	要増⇒金利の低下⇒(名目の国債発行額が一定であれ
	ば)物価下落⇒デフレの継続
	▶ 高齢化により生産年齢人口が減少⇒一人当たり生産
	性の低迷
	▶ デフレや低成長に対応するため中央銀行は金利の引
	き下げを実施
	⇒高齢化は、物価水準、一人当たり GDP、実質金利のすべ
	てに下方圧力をかけていることを示唆。
小林慶一郎(2022)	● バブル崩壊以降の日本経済の長期停滞の要因について解
"長期停滞、対症療法脱	說。
却を"	▶ 少子高齢化⇒少子高齢化により物価・経済成長率・金
	利が全て低迷(上記 Braun and Ikeda (2022)
	▶ 1990年代:不良債権処理の遅れによる不確実性
	▶ 2000 年代:不良債権処理の後遺症、ゼロ金利政策の採
	用による経営層のリスク回避の助長による低成長
	2010年代:人的資本の劣化(2000年代の非正規雇用増
	加、人的投資の低迷が人的資本の劣化をもたらしてい
	る(深尾京司(2022))
	※人的投資の低迷に関しては、賃金の変動リスク増が
	人的投資減少につながるとの理論モデルあり。
	▶ 政府債務の増加によって財政の長期的な持続性につ

項目	内容
	いて将来不安が高まることも、長期不況をもたらす可
	能性(上田晃三・小林慶一郎(2022))
	● 政策対応として、①同一労働・同一賃金の実現・就労形態
	に拠らないセーフティーネットの実現、②名目金利の段階
	的な正常化、③金融正常化と併せた財政の長期的な財政の
	持続可能性(独立財政機関の設立が有益)が考えられる。

(出所) Summers(2013) "IMF Fourteenth Annual Research Conference in Honor of Stanley Fischer", Braun and Ikeda (2022) "Why Aging Induces Deflation and Secular Stagnation", 小林慶一郎(2022)「長期停滞、対症療法脱却を」

3. 経済情勢に関わる個別論点・学説

昨今の経済情勢を踏まえ、①低金利下・低インフレへの政策対応(特に 2010 年代の政策対応)、②マクロ環境の変化を踏まえた財政・金融政策、③人口動態や社会構造の変化が自然利子率に与える影響、④インフレ率上昇を踏まえた金融政策、⑤地政学リスクと経済(特に軍事支出増加と経済成長)に係る論点や実態を整理する。

(1) 低金利・低インフレへの政策対応

低金利・低インフレ下での財政政策・金融政策に関し、伝統的な金融政策が有効でないと 考えられるところである。図表 31 に、財政政策・金融政策に関する理論及び 2010 年代の 低金利・低インフレ下において主要中央銀行が取った金融政策をまとめる。

図表 31 低金利・低インフレへの政策対応に係る理論と実際の政策対応

項目	1	内容
, , ,	1	
理	金 融	● 名目利子率がゼロの下では、貨幣市場において流動性の罠が発生する。その
論	政策	ため、伝統的金融政策(政策金利引き下げ)は有効でない。
		● 将来の金融政策にコミット(例:高いインフレ目標の設定)することで、人々
		の期待に働きかけ、需要不足の解消、デフレ解消に効果を発揮することが期
		待。(Krugman, 1998)
	財 政	● 過剰貯蓄が発生した長期停滞の状態から抜け出すには、財政支出の拡大がよ
	政策	り効果的であるという主張が有力となりつつある。(Eggertsson and
		Mehrotra, 2014)
	財 政	Francesco Bianchi and Leonardo Melosi(2022) "Inflation as a Fiscal Limit"
	政策・	● 1980 年代の FRB のディスインフレーション政策は「金融政策と財政政策の
	金 融	両方の変化の結果」であったと主張。
	政 策	財政政策によるバックアップがなければ、中央銀行は「財政スタグフレーシ
	の協	ョン」のリスクを負うことになる。
	調	Peterson Institute for International Economics における議論(2017) ※低金利下
		での不況への対処
		● 低金利下における不況への対処としては、財政政策の役割が重要になる。た
		だし、財政出動によるインフレ率上昇に対して金融引き締めを実施すると財
		政政策の効果が縮小する。そのため、財政政策・金融政策の連携が必要。
実	際の政	低金利・低インフレ率の際に、実際に中央銀行がとった政策として以下があげら
策文	讨応	れる。
		● マイナス金利政策(短期の政策金利をマイナスに設定)⇒日本銀行、ECB
		● 大規模資産購入(国債・CP・社債等を中央銀行が買い入れ)によるマネタリー
		ベースの拡大⇒日本銀行、ECB、FRB、BOE

- フォワード・ガイダンス(将来の金融政策にコミット)⇒日本銀行、ECB、FRB、BOE
- (出所)Paul Lrugman(1998)"Japan's Trap", Eggertsson and Mehrotra(2014)" A Model of Secular Stagnation", Francesco Bianchi and Leonardo Melosi(2022)"Inflation as a Fiscal Limit", The Economist(2017)"How should recessions be fought when interest rates are low?", 各中央銀行 HP

(2) 近年のマクロ環境の変化を踏まえた財政・金融の在り方

人口動態・安全保障・脱炭素化の推進等の環境変化を踏まえた財政支出に係る論点を整理する(図表 32)。具体的には、今後の財政支出の増加、財政支出増と自然利子率の関係、政府債務の限界についての学説等を整理する。

図表 32 近年のマクロ環境の変化を踏まえた財政支出に係る論点

	凶衣 32 近年のマグロ環境の変化を踏まんだ射政文団に係る論点 		
項目	内容		
財政支	Economist 紙(2022)		
出の増	● EU 諸国における年金・医療支出、防衛、脱炭素化に向けた取り組みに向けた		
加	政府支出増加額は GDP 比 2~3%程度に達する。(2030 年の政府支出対 GDP 比		
	であり、2021年の計数との比較)		
	● 国債発行による資金調達は持続可能ではなく、大幅な増税が必要。		
	Peter H. Lindert (2021)" Making Social Spending Work"		
	● 高齢化社会の進展により、年金支出を抑制することは困難。(1990 年以降 GDP)		
	に占める年金支出の割合が低下している国は5か国/対象国36か国のみ)		
政府債	Atif Mian, Ludwig Straub, Amir Sufi(2021) "A Goldilocks Theory of Fiscal		
務の限	Deficits"		
界	● 公的債務の金利が経済成長率を下回る場合、既存の債務負担は基本的に財政コ		
	ストを伴わないことから、増税がなくとも GDP 比の債務残高は減少。増税せ		
	ずとも安定する債務残高(ゴルディロックスゾーン)が存在する。		
	Economist 紙 (2018) ※米国における記録的な財政赤字を受けた考察		
	● 正統派経済学に基づくと財政赤字の拡大は、クラウディングアウトの発生・財		
	政危機の発生リスクの上昇等の経済への悪影響が懸念される。		
	● 実際には①インフレ率や賃金の伸びが緩やかで民間投資を阻害していない、②		
	世界的な安全資産の需要の高まり等から実質金利が低下しており、これらの悪		
	影響は発生していない。		
マクロ	Economist 紙 (2022)		
環境の	● コロナによる大規模な財政支出やサプライチェーン混乱、ウクライナ侵攻によ		
変化と	るエネルギー危機の影響により、一時的に高いインフレ率。		
とイン	● 現状のインフレ率はピークに達しており、今後は低下傾向になる。ただし、基		
フレ率	調的なインフレ率はコロナ以前よりも高くなる(債務残高の増加、期待インフ		
	レ率の上昇、賃金上昇等の影響)。		

(出所)The Economist(2022)"A new macroeconomic era is emerging. What will it look like?", Peter H. Lindert (2021)" Making Social Spending Work", Atif Mian, Ludwig Straub, Amir Sufi(2021) "A Goldilocks Theory of Fiscal Deficits", The Economist(2018)" How to interpret America's experiment with huge budget deficits"

(3) 人口動態や社会構造の変化が自然利子率に与える影響

近年の人口動態等が自然利子率に与える影響に係る論点を整理する(図表 33)。いずれの 先進国においても進展している高齢化が自然利子率に与える影響としては、貯蓄率上昇に 伴う金利低下が起こるとの見解が多くみられる。

図表 33 マクロ環境の自然利子率への影響に係る論点

項目	内容
高齢化	高齢化社会により実質金利低下との立場
社会と	Economist 紙 (2022)
自然利	● 高齢化により貯蓄率が上昇する一方で投資機会が減少。そのため、両者
子率	の均衡点である自然利子率は低下。
	● 自然利子率の低下により先進国では高水準の債務残高を維持すること
	は可能。ただし、コロナ・ウクライナ問題のような予期せぬ危機に対応
	できる余地を残すことが重要。
	Adrien Auclert, Hannes Malmberg, Frédéric Martenet and Matthew
	Rognlie(2021)" Demographics, Wealth, and Global Imbalances in the
	<u>Twenty-First Century"</u>
	● 高齢化の進展により、貯蓄率が上昇し、実質金利は低下する。2015 年
	から21世紀末にかけて世界全体で実質金利が1.2%低下する。
	● 高齢化のスピードが速い国から遅い国へ資本が移動するため、いわゆる
	「グローバル・インバランス」が再発する可能性がある。アメリカの高
	齢化の速度は遅いことから、中国、日本、ドイツから低金利で資金調達
	できる可能性。
	Noëmie Lisack, Rana Sajedi, and Gregory Thwaites(2021)" Population
	Ageing and the Macroeconomy"
	● 高齢化の進展により、貯蓄率が上昇し、実質金利は低下する。2050 年
	までに世界全体で実質金利が 0.5%低下する。
	高齢化社会により実質金利上昇との立場
	Charles Goodhart and Manoj Pradhan(2020)" The Great Demographic
	Reversal"
	● 金利にとって重要な要因は労働者・年金受給者比率である。当該比率が
	低下(高齢化が進展)し、インフレ率と金利の上昇を引き起こす。
経済格	Atif Mian, Ludwig Straub, Amir Sufi(2021) "The Saving Glut of the Rich"
差と貯	● アメリカ経済は富裕層の過剰貯蓄が起こっている。「負債の罠」(富裕層の貯蓄
蓄率	増加→実質金利低下→貧困層・政府の借入増→富裕層の貯蓄増加。短期的な経
	済刺激策は将来的な実質金利低下・不況の悪化を導く)に陥る可能性。

(出所)The Economist(2022)"A new macroeconomic era is emerging. What will it look like?", Adrien Auclert, Hannes Malmberg, Frédéric Martenet and Matthew Rognlie(2021)" Demographics, Wealth, and Global Imbalances in the Twenty-First Century", Noëmie Lisack, Rana Sajedi, and Gregory Thwaites(2021)"Population Ageing and the Macroeconomy", Charles Goodhart and Manoj Pradhan(2020)"The Great Demographic Reversal", Atif Mian, Ludwig Straub, Amir Sufi(2021) "The Saving Glut of the Rich"

(4) インフレ率上昇を踏まえた金融政策

直近のインフレ率上昇を踏まえた金融政策に係る実態や研究等について図表 34 にとりまとめる。

図表 34 インフレ率上昇を踏まえた金融政策に係る論点

+# H		4.A		
項目		内容		
現状の金融政策		● インフレに対処するため、政策金利の引き上げ等の金融引き締め策を実		
		施。		
インフレ	解消の	Stephen Cecchetti and Kermit Schoenholtz(2022)		
ためのコ	スト	● 2%ポイントのコアインフレ率の低下は、30か月の間に3.6%ポイントの失		
		業率の上昇によって達成。		
		Laurence Ball and Daniel Leigh(2022) "Understanding US inflation during		
		the COVID era"		
		● FRB は 2024 年末の失業率を 4.1%と予想しているが、当該失業率を達成す		
		るためには 2024 年末のコアインフレ率は最大 8.8%と予想される。(FRB が		
		掲げるコアインフレ率を目標値に近づけるとの目標達成は困難)		
金融政	インフ	中央銀行の立場 ※2022 年ジャクソンホール会議		
策	レ目標	● インフレーションを抑えるためのコストは高いが、インフレを抑制しない		
		ことは遥かに痛みが大きい。(FRB Jerome Powell 氏)		
		● 2%のインフレ目標を堅持する。(BOE Andrew Bailey 氏)		
		Economist 紙 (2022)		
		● インフレ目標を 4%に引き上げることが考えられる。		
		● 政府支出の増加+インフレ目標引き上げには、①不況を避けることができ		
		る(短期)、②景気後退時に金利を引き下げる余地があり国債購入等の必要		
		性がなくなる(長期)というメリットがある。		
		● 中央銀行の信任が損なわれること、無駄な政府支出が増える危険もある。		
財政政 Francesco Bianchi and Leonardo M		Francesco Bianchi and Leonardo Melosi(2022) "Inflation as a Fiscal Limit"		
	策との	● 1980 年代の FRB のディスインフレーション政策は「金融政策と財政政策		
	調整	の両方の変化の結果」であったと主張。		
		● 財政政策によるバックアップがなければ、中央銀行は「財政スタグフレー		
		ション」のリスクを負うことになる。		

(出所)The Economist(2022)"A new macroeconomic era is emerging. What will it look like?", The Economist(2022)" The inflation problem will get better before it gets worse", Laurence Ball and Daniel Leigh(2022) "Understanding US inflation during the COVID era", Jerome Powell(2022)" Monetary Policy and Price Stability", Francesco Bianchi and Leonardo Melosi(2022) "Inflation as a Fiscal Limit"